

送信日時：2007 年 10 月 01 日(月) 16 時 21 分 36 秒

[公開草案]

公開草案

■ 法人名：
■ 部 署：
■ 役 職：
■ 名 前：本間愛雄

■コメント：

「工事契約に関する会計基準（案）」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針（案）」につきまして、以下の点について明らかにしていただけると幸いです。

1. 工事進行基準の適用要件の件（基準案 7 項～12 項、41 項～54 項）

「工事進行基準を適用するのは、工事契約に関して、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合であり、成果の確実性が認められる為には、(1) 工事収益総額、(2) 工事原価総額、(3) 決算日における工事進捗度の各要素について、信頼性をもって見積もる事が出来る必要がある」とされていますが、このうち、工事収益総額の信頼性をもった見積りに関して、より具体的な定義付け、実例を用いた説明が必要と考えます。

民間建築等の工事であれば、契約の締結や注文書の発行等も適切なタイミングで行われるものと考えられますが、土木工事となると凡その見積り収益と見積り原価はあるものの、契約書や注文書という形式で工事着工前もしくは着工後すぐに取り交わされる事例は稀で、工事完了間際、もしくは工事終了後に金額の確認が取れる注文書・請け書が取り交わされるという事例が多く見受けられます。

また、大手ゼネコン等の下請として当該作業が実施された場合、全体工事の一部として土木工事が実施されるような事例も見受けられ、全体工事の予算が確定しないと、当該土木工事の金額も確定しない、という事例も見受けられます。

一方で、何も決まらないうちに工事が進められたのでは会社として工事損益の管理がなされないことから、現場での交渉内容を基に実行予算書等が作成され、見積工事収益を基に、工事進捗の管理、工事原価の発生等が管理されている状況があります。

このような事例ですと、客観的に工事収益総額を担保するような書類（契約書、注文書等）は存在しませんが、一定の収益管理の資料もあり、工事原価総額、工事進捗度の管理が実施されている状況にあります。

基準案で求めている工事収益総額の信頼性についての「対価の定め」は、契約書・注文書というような書面で確認できるレベルでなければならないのか（この場合だと、土木工事についてはほとんど工事進行基準が適用できないという事になります）、それとも過去の実績等から書面が無くとも、ある程度確度の高い内容の契約金額等が決定していればそれでよいのか、明らかにしていただけると助かります。

2. 会計基準の選択について

基準案を見てみると、工事契約ごとに適用会計基準を判断していく事になると読み取れますが、手持工事の構成内容によっては、基準が入り乱れて処理の選択を迫られる場面が出てくるものと考えられます。また、会計方針の注記記載も、結局「工事進行基準と工事完成基準を併用している」という、投資家にとって読みにくい内容のものとなる事が想定されます。

基準案ではそのような会計方針の適用になっても、個々の契約に基づいて適切に判断していけばよいという想定でしょうか。この点についても明らかにしていただけると助かります。

■添付ファイル

<https://www.asb.or.jp/opinion/attach/>